

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^大 蔵^省 農林水産省^省 令第二号）

改正案	現行
<p>（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等） 第二十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>六～八（略）</p>	<p>（連合会の子会社となる証券専門会社等の業務等） 第二十七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第八十七条の三第一項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第四十五条第一項第三号において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社</p> <p>六～八（略）</p>

6
5
14

(略)

6
5
14

(略)